

[郵送・窓口]登録事項変更届(法人) チェックリスト 2025.7～

建築士事務所の登録内容に変更が生じた場合は所定の期限内(※1)に届出が必要となります。下記より該当する変更項目を確認し、登録事項変更届を提出してください。(手数料なし)

複数の項目を同時に届出することが可能です。その場合、重複する書類はひとつにまとめることができます。

○届出が必要となる変更項目と届出期限(※1)

(1)建築士法第23条の5第1項に基づく変更 ※変更後、2週間以内に届出

- ☐建築士事務所の名称 ☐建築士事務所所在地 ☐開設者名称(法人商号)☐開設者所在地(本店所在地)
☐代表者及び役員(法人登記がある代表取締役、取締役、代表社員、理事や登記されている支配人等)※監査役は含みません
☐管理建築士

(2)建築士法第23条の5第2項に基づく変更 ※変更後、3カ月以内の届出

- ☐所属建築士(所属・異動・退職及び級別の変更や改姓)

○変更項目と提出書類 ※書式等への記入について、消すことのできる筆記用具のご使用はご遠慮ください。

変更項目		提出書類
建築士事務所	名称	☐ 登録事項変更届(2部) [商号変更を伴う場合] ☐ 履歴事項全部証明書(原本1部、写し1部)※法務局で発行、6か月以内のもの [郵送の場合] ☐ 返信用封筒(登録所在地あて、切手貼付済)(1部)
	所在地	☐ 登録事項変更届(2部) 所在地の確認ができる書類 (1)本店と同一所在地または支店登記がある場合 ☐ 履歴事項全部証明書(原本1部、写し1部)※法務局で発行、6か月以内のもの (2)上記以外 ☐ 賃貸借契約書・事務所所在地宛の直近の公共料金の領収書等の写し(2部) [郵送の場合] ☐ 返信用封筒(登録所在地あて、切手貼付済)(1部)
開設者	名称(商号)	☐ 登録事項変更届(2部) ☐ 履歴事項全部証明書(原本1部、写し1部)※法務局で発行、6か月以内のもの [郵送の場合] ☐ 返信用封筒(登録所在地あて、切手貼付済)(1部)
	所在地 ※本店所在地	☐ 登録事項変更届(2部) ☐ 履歴事項全部証明書(原本1部、写し1部)※法務局で発行、6か月以内のもの [郵送の場合] ☐ 返信用封筒(登録所在地あて、切手貼付済)(1部)
	法人の代表者 ※登記変更のない交代を含む	☐ 登録事項変更届(2部) ☐ 役員変更事項(第1号様式別添1)(2部) ☐ 新たな代表者の誓約書(2部) ☐ 新たな代表者の略歴書(2部) ☐ 履歴事項全部証明書(原本1部、写し1部)※法務局で発行、6か月以内のもの [郵送の場合] ☐ 返信用封筒(登録所在地あて、切手貼付済)(1部)

開設者	法人役員 就任を含む	☐ 登録事項変更届(2部) ☐ 役員変更事項(第1号様式別添1)(2部) ☐ 代表者の誓約書(2部) ☐ 履歴事項全部証明書(原本1部、写し1部)※法務局で発行、6か月以内のもの [郵送の場合] ☐ 返信用封筒(登録所在地あて、切手貼付済)(1部)
	法人役員 退任のみ	☐ 登録事項変更届(2部) ☐ 役員変更事項(第1号様式別添1)(2部) ☐ 履歴事項全部証明書(原本1部、写し1部)※法務局で発行、6か月以内のもの [郵送の場合] ☐ 返信用封筒(登録所在地あて、切手貼付済)(1部)

※「履歴事項全部証明書」に届出に該当した役員の就任及び退任(辞任)の登記が出てこない場合には「閉鎖事項証明書」等、項目が確認できる証明書(原本1部、写し1部)※法務局で発行、6か月以内のものも合わせて提出ください。

管理建築士	☐ 登録事項変更届(2部) ☐ 所属建築士変更事項(第1号様式別添2)(2部) 新たな管理建築士の ☐ 略歴書(2部) ☐ 建築士免許または建築士免許証明書の写し(2部) ☐ 管理建築士講習修了証(写し)(2部) <u>□管理建築士の専任を証明する書類(2部)</u> 別表の「管理建築士の専任を証明する書類について(※2)」を参照 [郵送の場合] ☐ 返信用封筒(登録所在地あて、切手貼付済)(1部)
所属建築士	☐ 登録事項変更届(2部) ☐ 所属建築士変更事項(第1号様式別添2)(2部) [郵送の場合] ☐ 返信用封筒(登録所在地あて、切手貼付済)(1部) ※級別変更、改姓は変更後の建築士免許が交付された後に届出を行ってください。

○管理建築士の専任を証明する書類について(※2)

	提出書類(必要部数)※例示よりいずれかひとつ
新たな 管理建築士	(1) ☐ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写しと 在籍証明書(参考書式ダウンロード可)(各2部) (2) ☐ 直近の健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬通知書の写しと 在籍証明書(参考書式ダウンロード可)(各2部) (3) ☐ 直近の住民税の特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)の写しと 在籍証明書(参考書式ダウンロード可)(各2部) (4) ☐ 給与明細書(直近3か月分)の写しと在籍証明書(参考書式ダウンロード可)(各2部) (5) ☐ 最終勤務先の退職証明書・離職票の写しと在籍証明書(参考書式ダウンロード可)(各2部) <u>※(1)～(5)[事業所所在地]として事務所所在地と同一所在地が印字されている場合には「在籍証明書」省略可</u>

なお、例示した「管理建築士の専任を証明する書類」の中に該当するものがない場合には、事前に登録課(電話 045-228-0755)にご相談をお願いいたします。

○書式のダウンロード https://j-kana.or.jp/office/office_regist#b3

○法人の登記変更に時間を要する場合

「履歴事項全部証明書」などの登記事項証明書の提出が必要となる変更において、登記変更に時間を要する場合には、登記が完了し、すべての書類がそろった時点で速やかな届出をお願いいたします。

○登録事項変更に該当しないケース

- (1)開設者の種別(個人・法人)を変更する
 - (2)開設者を他の法人へ変更する
 - (3)管理建築士の級別(一級・二級・木造)を変更する
 - (4)建築士事務所所在地(本店所在地は含まない)を神奈川県以外の都道府県に移転する
- ※建築士事務所を「廃業」し、新たに「新規登録」を行う必要があります。

○副本返送までの標準的な日数 ※変更後の内容での新たな登録通知書の交付は行いません

[郵送]受理からおおむね3週間 [窓口]窓口にて返却

※不備等があった場合にはこの限りではありません

※データベースへの変更内容の反映は「受理からおおむね2週間」となります。

○返信用封筒に記載の宛先について

返送先については原則「登録所在地あて」とさせていただきます。登録所在地以外への返送をご希望される場合には、送付記録のため①届出を行った建築士事務所の情報(名称、級別、登録番号、事務所所在地、開設者名)②副本返送先所在地③登録所在地以外への返送を希望する旨(委任状等※押印は任意)を記したものを2部添付ください。

※他の手続を含まない登録事項変更届の返送に限ります

[変更届送付先(届出窓口)]

〒231-0032 横浜市中区不老町 3-12 加瀬ビル 201-2 階
一般社団法人神奈川県建築士事務所協会 登録課 変更係

[お問い合わせ]一般社団法人神奈川県建築士事務所協会 登録課 電話 045-228-0755